平成２２年（フ）第６３１号
愛媛県松山市高岡町358番地３　ア・ラ・モード・メゾンＥ号、開始決定時の住所愛媛県松山市祝谷６丁目1122番地12　クリスタルコート道後92105号
破産者　坂本　　操
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０８号
愛媛県東温市則之内甲854番地
破産者　田原　隆二
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５３８号
高知市中万々165番地３、申立時の住民票上の住所高知市南御座８番40―301号
破産者　山口　由美
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８２４号
熊本県山鹿市菊鹿町上永野2170番地
破産者　石阪　幸則
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５０５号
熊本市北区八景水谷３丁目２番27号　柳アパート201号室
破産者　藏本　千秋
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５７号
青森県三沢市桜町２丁目16番27号　タウンハウスＥ85Ｃ号棟
破産者　二ツ森秀子
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第１０号
山形県新庄市東谷地田町10番地の６、前住所山形県最上郡戸沢村大字角川244番２号地
破産者　齋藤　　淳
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第１２３号
石川県かほく市宇野気リ220番地３
破産者　中井　友邦
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１２４号
石川県かほく市宇野気リ220番地３
破産者　中井美智子
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３９８号
山梨県甲斐市玉川905番地４
破産者　武田　　京
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３６号
岐阜県関市小瀬891番地13　関グリーンハイツ203
破産者　山口　　豊
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３６３号
京都市伏見区小栗栖中山田町12―１　小栗栖西団地５棟410号、開始決定時の住所京都府宇治市小倉町南堀池51番地の７
破産者　インテリア友こと　友川　龍彦
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２４号
広島県安芸高田市甲田町下小原3363番地、開始決定時の住所広島県安芸高田市向原町坂152番地19
破産者　田島　清行
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第３９号
広島県三次市畠敷町44番地
破産者　亀谷　宏美
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第２８号
広島県安芸高田市美土里町横田3579番地
破産者　三本木昌子
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

免責許可決定

平成２４年（フ）第４０５号
鹿児島県鹿児島市東谷山３丁目13番16号コーポるり花201号
破産者　田上　仁史
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
栃木県下都賀郡野木町大字野木3758番地
破産者　田村　賢司
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１３３号
栃木県宇都宮市東浦町14番10号サンパレス東浦202、開始決定時の住所栃木県栃木市平柳町２丁目４―７　ニュー栃木ハイツ５号201
破産者　藤森　篤史
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部